

意見書第 16 号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)12月18日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷 知 宏
		丹 生 真 人
		田 口 敬 規
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		小 池 晶 子
		岡 市 栄次郎
		田 中 優 子

〈提案理由〉

認知症との共生社会の実現を求めるため。

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が2023年6月に成立しました。政府ではその施行に先立って、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議で、認知症に関わる方々から意見を聴き、共生社会の実現に係る方針を取りまとめています。

誰もが認知症になる可能性がある中で、持てる力を生かし、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現のため、今こそ国と地方が一体となって施策を進めるときです。

よって、政府は、予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を実現するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 同法施行に向け、立法趣旨を踏まえ、認知症施策推進本部等の準備に万全を期すこと。また、認知症に対する偏見や差別を解消するため、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。
2. 自治体が認知症施策推進計画を策定するに際し、専門人材の派遣などの適切な支援を行うこと。また、自由度の高い事業を展開できる予算措置を検討すること。
3. 共生社会の実現を推進する取組を、総合的かつ継続的に推進すること。また、認知症の方々が自治体施策の企画から評価まで参画できる体制整備を検討すること。
4. 認知症の方々の就労を支える体制整備を進めて相談体制を充実し、本人の状態に応じて社会の一員として生活できる、事業者も含めた社会環境を整備すること。
5. 一つの事業所で、継続的に介護保険サービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
6. 認知症になったとしても、安全、安心して生活ができる社会環境の構築に向け、成年後見制度や身元保証等の在り方について課題の整理、検討を進めること。
7. 全ての国民が正しく認知症に向き合う社会に向けて、認知症発症予防や、認知症の容態に応じた相談先等について、繰り返し学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 藤田 幸久

〈提出先〉

財務大臣

厚生労働大臣

意見書第 17 号

医療・介護・障害福祉分野における職員の処遇改善等を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)12月18日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷 知 宏
		丹 生 真 人
		田 口 敬 規
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		小 池 晶 子
		岡 市 栄次郎
		田 中 優 子

〈提案理由〉

医療・介護・障害福祉分野における職員の処遇改善等を求めるため。

医療・介護・障害福祉分野における職員の処遇改善等を求める意見書

介護や障害福祉の事業所では、人材の確保、定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっており、人員配置基準を満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状です。

2022年6月の賃金構造基本統計調査でも、福祉施設等の介護職員の平均賃金は、全産業の平均賃金と比べて8万円以上低いという状況です。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心としたベースアップなどで賃上げが進む中で、介護職員等への対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置費などは4月に遡って増額される一方、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されていません。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職にもかかわらず、低賃金や人手不足による過酷な労働を強いられています。これが続けば、職員の離職に歯止めがかからなくなるとともに、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがあります。

よって、政府は、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革及び職員の生活を保障する取組を迅速に推進するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策としての処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時報酬改定においては、物価高騰、賃金上昇等を踏まえ、処遇改善等を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、地域医療介護総合確保基金における新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の活用を推進すること。
3. 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の地域対応活用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 藤田 幸久

〈提出先〉

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

意見書第 18 号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)12月18日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷 知 宏
		丹 生 真 人
		田 口 敬 規
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		小 池 晶 子
		岡 市 栄次郎
		田 中 優 子

〈提案理由〉

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求めるため。

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

2019年10月に食品ロス削減推進法が施行され、食品ロス削減に関する普及、啓発が進められています。しかし、我が国で発生した食品ロスは2021年度の推計値で年間約523万トンあり、国連世界食糧計画において同年になされた年間約440万トンの食料支援と比べ、約1.2倍にも及ぶものとなっています。

また、食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変重要であり、廃棄による直接的な環境影響だけでなく、生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費など、環境に及ぼす影響も決して少なくありません。

よって、政府は、同法に基づき、食品ロス削減に向けた国民運動のさらなる推進のために、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. エシカル消費の普及、啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者への評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測、公表等の体制を拡充し食品ロス削減に係る実効性を強化すること。
2. 使用量に合わせた小分け包装や、賞味期限等の延長に繋がる容器等の改善、外食産業における食べ切りを積極的に進めるための取組を一層強化すること。
3. 企業等から子ども食堂等への在庫食品の寄附促進や、フードドライブ等の利活用によって、もったいないとお裾分けの好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。
4. 事業系の食品ロスを削減し、子ども食堂等への支援を行うために、企業などから提供された食料品等を随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジの設置や運営等に対する支援制度を整備すること。
5. 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促すとともに、出荷・加工前に廃棄されている地域の食材の活用に取り組む地方自治体等に対して、積極的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 藤田 幸久

〈提出先〉

厚生労働大臣
消費者庁長官

農林水産大臣
こども家庭庁長官

環境大臣

意見書第 19 号

特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく
同法の抜本的改正を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)12月18日提出

提出者 枚方市議会議員 門川 紘幸
小池 晶子
岡市 栄次郎
大濱 暢祐

〈提案理由〉

特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく
同法の抜本的改正を求めるため。

**特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく
同法の抜本的改正を求める意見書**

5年後見直し規定が定められた特定商取引法の平成28年改正から、5年以上が経過する中、令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件と高止まりが続き、同法の対象分野の相談は全体の54.7%に上っています。

また、訪問販売及び電話勧誘販売については、65歳以上の高齢者の相談の割合は65歳未満の割合の2倍を超え、さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売、電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、早急な対応が必要です。インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、事業者や勧誘者を特定できない事例も多く、トラブルが増加しています。連鎖販売取引に係る相談件数は、20歳代において高い比率を占めており、成年年齢引下げによる被害の増加が予想されます。

よって、国会及び政府は、同法を改正し、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 事前に電話勧誘販売を拒絶できるよう、拒否者登録制を導入すること。あわせて、訪問販売や電話勧誘販売について、健全な事業者の営業活動を阻害しないよう留意しつつ、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘できない制度や事業者の登録制等を参考に消費者被害防止のための効果的な制度を検討すること。
2. インターネット広告表示の透明性確保を法令等で明確化し、不当な広告を中止した場合でも業者に対し行政処分が可能であることを法令上明示すること。

さらに、SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政による規制や、クーリングオフ等を認め、また、権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

3. 連鎖販売取引における特定利益の計算方法等の説明義務及び業務、財務等の情報提供義務を新設すること。また、連鎖販売取引について、国による登録、確認等の開業規制を導入し、規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 藤田 幸久

〈提出先〉

衆議院議長
消費者及び食品安全担当大臣

参議院議長

経済産業大臣

意見書第 20 号

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地の建設の断念等を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)12月18日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地の建設の断念等を求めるため。

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地の建設の断念等を求める意見書

政府は本年10月5日、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐり、訴えを起こしました。これは、大浦湾の埋立て予定海域にある軟弱地盤の改良工事に必要な設計変更の承認を、政府が沖縄県に代わって行う代執行に向けたものです。これに対し、沖縄県は同月18日、政府の請求の棄却を求める答弁書を提出しました。埋立て予定地域の地質について、2007年の沖縄防衛局と委託業者がまとめた調査報告書において、軟弱な沖積層が広く、厚く分布すると指摘されていたにもかかわらず、政府が公式に認めたのは2019年であり、10年以上隠し続けてきたことも明らかになっています。同報告書は2013年の埋立て承認の判断を揺るがしかねない内容でした。

また、新基地建設に対して、沖縄県民は、新基地の建設の是非が大きな争点となった3回の知事選挙をはじめ、県民投票でも、明確に反対を表明しています。沖縄県の答弁書はこの事実を挙げ、代執行を住民の意思を無視して行うことは到底許されるべきではないと指摘しています。

地方自治法において、代執行の要件は、放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときに限定されています。憲法の地方自治の本旨などに照らし、沖縄県民の明確な民意を公益として考慮すべきであり、これをないがしろにすれば、民主主義国家としての根本が問われることとなります。名護市の友好都市として、教育、文化、産業の交流を図り、互いに発展してきた本市議会としても到底認められません。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 辺野古の米軍新基地の建設をめぐり、大浦湾の埋立て予定海域にある軟弱地盤の改良工事に必要な設計変更の承認に係る代執行に向けた訴えを取り下げること。
2. 沖縄県民の民意を重く受け止め、辺野古の米軍新基地の建設を断念すること。
3. 普天間基地の即時運用停止、閉鎖及び撤去について、アメリカ政府と速やかに交渉すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 藤田 幸久

〈提出先〉

内閣総理大臣
防衛大臣

外務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

国土交通大臣

意見書第 21 号

物価高騰の影響を受ける府立高等学校の学生食堂関係事業者に対する
支援を充実、強化するよう求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和5年(2023年)12月18日提出

提出者 枚方市議会議員 広瀬 ひとみ
堤 幸子
松岡 ちひろ
三和 智之

〈提案理由〉

物価高騰の影響を受ける府立高等学校の学生食堂関係事業者に対する
支援を充実、強化するよう求めるため。

物価高騰の影響を受ける府立高等学校の学生食堂関係事業者に対する 支援を充実、強化するよう求める意見書

高等学校の学生食堂は、栄養の偏り等生徒の健康問題が深刻化している中、栄養バランスの取れた食事を提供する一方で、授業の空き時間などを快適に過ごすための空間としても用いられており、生徒たちの生活を支える大きな柱となっています。

生徒たちの学びに貢献している、こうした学生食堂関係事業者は、生業として専ら従事する中小零細業者が多く、また、保護者の経済的負担軽減等の観点から、最低限の加工賃等で利潤を確保しており、事業の継続が困難な状況が続いてきました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校でのリモート授業や分散登校などが実施されたことにより経営が悪化し、さらに物価の高騰もあり、同事業者への影響は日々深刻さを増しており、学生食堂の安定的な供給体制に大きな支障を来しています。

既に、複数の府立高等学校の学生食堂では、経営難により同事業者が撤退しており、枚方市内でも府立枚方なぎさ高等学校、府立香里丘高等学校、近隣では府立交野高等学校など、府内149校のうち9校で、学生食堂が閉鎖となっています。

各学校の工夫により、事業者による弁当販売などの代替策も取られているものの、出来たての温かい食事の提供をと、食堂の復活を求める声がPTA関係者などからも出ています。

よって、政府、大阪府及び大阪府教育委員会は、大阪の生徒たちの成長を育む学生食堂の安定的な供給体制を維持するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 当面の間、同事業者に対して、施設使用料を全額減免すること。
2. 当面の間、学生食堂における同事業者の光熱費負担の軽減策を実施すること。
3. 既に食堂が閉鎖となっている府立高等学校に対しては、特別なインセンティブを設けるなど、学生食堂の再開のための支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 藤田幸久

〈提出先〉

文部科学省

大阪府知事

大阪府教育委員会教育長